

[事案 2019-169] 契約解除無効請求

・令和2年10月12日 和解成立

<事案の概要>

告知義務違反により契約を解除され、入院保険金が支払われなかったことを不服として、解除の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

統合失調症により入院したため、平成28年12月に契約した医療保険にもとづき入院給付金を請求したところ、契約以前の統合失調症による入院歴等の告知が漏れていたとして、告知義務違反で契約が解除となった。しかし、以下の理由により、解除を無効としてほしい。

- (1) 契約申込時、統合失調症に関しては募集人に口頭で伝え、統合失調症が記載されている診断書のコピーを募集人に渡している。
- (2) 告知書は募集人が記入し、申立人は自署のみを行っており、募集人は申立人の持病を知りながら、告知書に虚偽の情報を入力した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人が主張する統合失調症に関し、契約申込手続き時に聞いたことはなく、その記載がある診断書も見していない。
- (2) 告知を含めた契約申込手続きは申立人自身が行っている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。